

不用品買い取りの電話勧誘にご用心

2015年12月15日号

「古い衣類などの不用品は何でも買い取ります、との電話があったので、深く考えないで来訪を承諾してしまった。古着を見せたが全く興味を示さず、貴金属はないかと言うので、指輪やネックレスなどを見せたところ、半ば強引に本来の価格よりも安値で買い取られた。納得できないので売却した物を取り返したい。」との相談が寄せられています。

このような訪問購入については、通常クーリング・オフの適用があります。法定書面を受け取った日から8日間は無条件で契約を解除できます。

また、クーリング・オフ期間を過ぎた場合でも、事業者が事実と異なること告げたことで誤認したときや、退去要求をしたにもかかわらず退去しないために困惑して契約をしたときなどは、契約を取消しできる場合がありますので消費生活センターにご相談ください。